

BURMA'S 2010 ELECTIONS & 2008 CONSTITUTION

in Japanese
日本語版



democratization or
militarization?

ビルマの2010年総選挙と2008年憲法

民主化への道か、それとも軍事化への道か

ビルマの1990年総選挙で、圧倒的多数の国民は軍政の廃止を支持した。だがこの選挙結果は無効とされた。そして20年後のいま、ビルマ軍事政権は、新たな総選挙の実施を準備している。他方で、軍事政権は非ビルマ民族への攻勢を強める一方、アウンサンスーチー氏など反対政党指導者の監禁を続け、停戦した武装組織に国軍の支配下に入るよう要求している。

国際社会は選挙プロセスが「自由かつ公正」となるかに注目してはいる。しかしビルマ民主化を妨げる最大の要因である2008年憲法を見落としている。**2010年総選挙後に施行される2008年憲法は、「文民」の装いを施してはいるものの、実際にはビルマ軍政幹部の権力維持の要なのだ。**

国軍が起草したこの憲法は、国軍幹部を政府要職に配置し、憲法を超越する権力を与え、彼らの過去の残虐行為を全面的に免責するとともに、国民生活の隅々まで国軍の管理を強化する。国軍が憲法改正に対する拒否権を有しているため、総選挙が「段階的な変化」をもたらすことはまったく期待できない。

閉鎖的で非民主的な、和解プロセス不在の憲法起草作業と制憲国民投票

非民主的な憲法起草プロセスのはじまりは、1990年5月の総選挙でアウンサンスーチー氏率いる国民民主連盟(NLD)と民族政党が議会の80%以上の議席を得たにもかかわらず、その結果を政権が反故にした時点にさかのぼる。

起草プロセス

- 軍政の憲法起草機関「国民会議」は、1993年に設置されたが、民主的に選出された反対政党は参加できず、非ビルマ民族が独自に発言することもできなかった。
- 起草プロセスは非民主的で、軍政主導で秘密裏に行われた。

2008年の制憲国民投票

- 国民の大多数が投票前に条文を目にすることも、読むこともなかった。起草過程やその原則を批判した者に対し、最長で禁固20年の判決が下された。
- 2008年5月初めのサイクロン「ナルギス」襲来によりビルマでは約14万人が亡くなり、甚大な被害が生じた。軍政はその直後に、国民投票の延期を求める内外の声を押し切って、国民投票を実施した。
- 軍政は、脅迫や強要を行い、デマを流し、不正行為を用い、暴力を行使するなどして、有権者に憲法草案を承認するよう圧力をかけ、あるいは強制した。賛成92.4%との結果は、大変疑わしい。
- 軍政は、国連による監視と技術支援の申し出を拒否し、海外の選挙監視機関による国民投票の監視も認めなかった。

問題だらけの条文、欠陥だらけの2008年憲法

国際的な人権規範と法の支配に違反する内容

- 新憲法は基本的人権を促進・保護するのではなく、国軍は、国家安全保障と公安を名目として基本的人権を侵害することができると規定する。
- 新憲法は軍政による過去の人権侵害と、将来の「国家非常事態」での人権侵害を全面的に免責する。
- 新憲法は国軍を憲法に優越させる。最高裁判所は国軍に対する裁判権を持たない。
- 新憲法は最高司令官に「国家非常事態」を宣言し、戒厳令を公布する権限を与える。また国軍は、戒厳令実施中には唯一の権力行使機関となる。

国際基準を大幅に下回るジェンダー平等の水準

- 新憲法は女性が権力のある地位に就くことを阻害している。一部のポストで軍務経験を必須とし、不特定のポストを「男性のみに適する」と規定する。

反対政党指導部を公職から排除

- 新憲法はアウンサンスーチー氏の大統領就任とともに、獄中の政治囚の総選挙出馬を実質的に不可能にしている。このため有力な民主化指導者や民族指導者は選挙に立候補できないことになる。
- 現在、ビルマの政治囚は2,100人を超え、最長106年の刑が宣告されている。

連邦制の拒否、民族州に対する国軍支配の集権化

- 新憲法は、国軍と、民族武装組織とコミュニティとの間に和解をもたらさない。
- 民族組織は長年にわたり平等や民族自決、連邦制を要求してきた。しかし新憲法はこの事実をまったく無視しており、ビルマ国内の民族的・言語的多様性さえ認知していない。
- 新憲法下では、国軍による民族地域の管理が強化される。民族州の主要閣僚と中央政府の国境問題担当相は国軍が任命する。
- 新憲法下では、非ビルマ民族の国民が要職(大統領など)に就くことは大変難しい。

軍政支配の強化

- 国軍は、政治過程と統治のすべてのレベルで必要不可欠で恒久的な役割を担う。国軍と最高司令官は、防衛政策と国防費を完全に掌握するなどの権力を有しているが、新憲法下には、その権力に対するチェック・アンド・バランスのシステムが存在しない。
- 国民議会、および民族州と地方議会で議席の25%を軍人が占める。また国軍は国防省、内務省、国境管理省の主要3省を掌握する。
- 新憲法では、強力な権限を備えた国防安全保障評議会が設置されるが、委員の過半数を軍人とすることで、軍政支配の継続を保障する。
- 憲法改正は、国軍の同意なしには実質的に不可能である。

2008年憲法と2010年総選挙ではビルマ国内の紛争を解決できない

- 国際的に認識されているように、紛争下あるいは紛争後に憲法を起草・制定する場合には、交渉の実施、和解の実現と信頼関係の構築が一連のプロセスの成功の鍵となる。不公正な状況を制度的に正当化する憲法では、多民族国家ビルマの紛争や政情不安は一向に改善されない。
- 引き続き国軍が支配する政府の下では、民主主義の諸原則、社会経済的発展、持続可能な環境、ジェンダー平等などの重要な社会問題が放置されたままになる。
- 国軍が策定した新憲法に基づく2010年総選挙は、ビルマの危機の根本的原因を解決できないだけでなく、軍政支配を強化し、さらなる政情不安と武力紛争の種をまくことになる。

ビルマ民主化運動と少数民族の権利運動は、**3つの判断基準**を提示している。総選挙が民主化の前進につながるには最低でも以下の基準が満たされなければならない。

1. **すべての政治囚の釈放。**
2. **民族組織と民主化勢力に対する敵対行為の停止。**
3. **民主化勢力と少数民族の主要利害関係者が参加する包括的な対話。2008年憲法の見直しを含む。**

政権がこれらの規準を満たさない場合、国際社会は総選挙を非民主的と非難し、その結果への承認を留保すべきだ。一連の規準は、国民和解と真の民主化プロセスを開始するための最低条件である。

当団体について

当団体「民主主義と諸民族の権利のための運動」は、ビルマ国内外でビルマの国民和解と平和、自由のために活動する政治・社会団体が構成する、最も広範な多民族の協同体である。

- ビルマ連邦国民評議会 (National Council of the Union of Burma; NCUB)
- ビルマ民主連合 (Democratic Alliance of Burma; DAB)
- 民族民主戦線 (National Democratic Front; NDF)
- 国民民主連盟・解放地域 (National League for Democracy - Liberated Area; NLD-LA)
- 国会議員連合 (Members of Parliamentary Union; MPU)
- ビルマ連邦国民連合政府 (National Coalition Government of the Union of Burma; NCGUB)
- ビルマ民主主義フォーラム (Forum for Democracy in Burma; FDB)
- ビルマ女性連盟 (Women's League of Burma; WLB)
- ビルマ学生青年協議会 (Students and Youth Congress of Burma; SYCB)
- 諸民族青年フォーラム (Nationalities Youth Forum; NYF)

The Ten Alliances